第 13 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時:平成 18年 12月 13日(水)午後 1時~3時

場所:ラ・プラス青い森 4階ル・シエル

1. 開会

司会:青少年男女共同参画課の齋藤といいます。よろしくお願いします。

開会の前に今日の資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、事務局名簿、席図。それから事前に配付しておりました男女共同参画基本計画の改訂の趣旨。それからパブリックコメントで寄せられた意見。それから「新あおもり男女共同参画プラン 21」素案に対する庁内及び市町村の意見一覧。それから計画の体系別具体的施策案。それから青森県の男女共同参画の現状と施策概要版です。それから平成 18 年度生活創造白書です。それから「配偶者からの暴力及び被害者支援計画」の関連事業実施状況。それから今日の当日配布ということで、あおもり男女共同参画プラン 21 の改定に係る答申案への意見、答申書案、答申のポイント。それから今日、資料番号が付いていないんですけれども「大切な命を守るための緊急アピール」ということで、昨日、知事の方から出ました 1 枚ものです。それからDV相談を受けた時のためのガイドブックということで、これも入れさせていただいております。それから私共のDVの人権擁護の方の関係の事業を使いまして、「一人で悩んでいませんか、まずは御相談下さい」ということで、JRの時刻表ということで、以上ですけれども、資料に不足がありましたら事務局までお願いいたします。

では、定刻となりましたので、ただ今から第 13 回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、高坂環境生活部長から御挨拶申し上げます。

2.あいさつ

高坂部長:今日は非常にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日頃から男女共同参画をはじめ、県政の推進へ格別の御理解・御協力をいただいていることに対しまして心から感謝申し上げます。

男女共同参画社会の実現に向けまして、県の方では「あおもり男女共同参画プラン 21」、それから「青森県男女共同参画推進条例」さらには「生活創造推進プラン」などによりまして県民の皆様はじめ関係機関、団体等との連携等に努めながら、その推進を図っているところでございます。

今回、プラン 21 の改定ということに当たりまして、 5 月 31 日に諮問させていただきました男女共同参画の推進に関する施策の基本的方向について、本日答申をいただける予定とさせていただいてございます。

この後、9月13日付でいただきました中間報告により実施しましたパブリックコメントに寄せられた意見、あるいは関係機関の意見について説明をさせていただきますけれども、 それらも踏まえた上で御審議をいただければと考えてございます。

県としては答申を基に、今年度内には男女共同参画推進本部を開催いたしましてプラン

21を改定したいということで考えてございます。

委員の皆様におかれましては、5月以来ということで、非常に長期間に渡って御検討をいただき、また、特に基本計画検討専門部会の皆様におかれましては大変御苦労をおかけ したところでございます。厚く御礼申し上げます。

委員の皆様の御協力をいただきながら、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現ということに向けて努力をして参りたいと考えております。なお一層の御理解、御協力をいただけると幸いでございます。簡単でございますが、以上を持ちまして御挨拶とさせていただきます。

司会:大変申し訳ございませんが、高坂部長につきましては、業務の都合によりここで退席させていただきます。

本日の審議会における御発言は、県の行政改革大綱に基づき、後日インターネットにより公開することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは、ここで会議の成立につきまして御報告いたします。会議は、青森県附属機関に関する条例第6条の第3に基づき、半数以上の出席を必要としておりますが、本日は岩谷委員、齋藤委員、佐々木委員の3名の方が欠席されています。なお、成田委員については、後程出席されるということです。半数以上の出席がございますの、会議は成立しております。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤恵子委員に議事を進めていただきますようお願いします。

3.議事

(1)男女共同参画の推進に係る基本的な計画について

議長:皆様、こんにちは。御無沙汰しておりました。先程高坂部長さんからもお話がありましたが、この 12 月のお忙しい時期にお集まり下さいましてありがとうございます。感謝申し上げます。8 月 25 日に中間報告会を開催いたしまして、その後 3 ヶ月半ぶりにお目にかかります。

今日は当審議会の最重要案件であります新プランのあり方に係る答申について、最終協議を行うことになっております。今回、プランを改定しました後、今後5年間の青森県の男女共同参画のあり方を決するといってもいいほど重要な意味を持つ答申だと思っております。

この間国政レベルにおきましても、様々な動きがありまして、私などの目から見ますとますます社会が混沌としてきているのではないかと思いますが、このような時期だからこそ男女共同参画社会の意義が再認識される、その必要性というものが、理解と認識が明確になってくるのではないかと確信しております。

そのような意味でも、青森県だけのことではなく、今後の男女共同参画社会の行方を決定するという意味合いを持ってこの答申を行いたいと思っております。それにつきまして も、今日の協議も含めまして、審議会の総意に基づいて自信を持って知事に答申したいと 考えております。どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速今日の議題に入らせていただきたいと思いますが、今日の議題は先程既に案内がありましたし、今も私が申しましたように主要な議題は「男女共同参画社会の推進に係る基本的な計画について」ということで、新プランの改定に関わる答申案について御協議いただきたいと思っております。

皆様のお手許には既に答申案が配付されていると思いますが、まずこの点につきまして 事務局の方からパブリックコメントの結果及び県の関係各課等からも意見を募っておりま すので、その結果等。さらにそれを委員の皆様に事前にお配りして、そしてその上で皆様 の意見を募っておりますので、そのことについて報告、説明をお願いしたいと思います。

その後、このプラン改定に関わります基本計画検討専門部会の内海部会長から 12 月 1 日に第 4 回の部会を開催しましたが、その状況と併せまして答申案全ての内容について御説明をいただきたいと思います。その上で、この今日お集まりの委員の皆様と御協議させていただいて、そして最終的な答申案をこの審議会で決定したいと思っております。

そのような予定でおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではまず事務 局から報告及び説明をお願いいたします。

事務局:それでは、私の方からパブリックコメント、それから県の関係機関等からの意見 等についてお話させていただきます。

資料の1-2ですけれども、パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する県の考え方ということで、一応9月 22 日~10 月 21 日までパブリックコメントをしたところ、2 名の方から 5 件のパブリックコメントが寄せられました。その内 3 件については非常に高い評価をいただきました。高く評価しますというのが 3 件ありました。

残り2件について説明させていただきます。2番目ですけれども、行政関係職員等の研修機会の充実についてということでありました。これについては私共の方で行政が男女共同参画の視点に立った施策を推進していくため、職員は率先して意識の改革を進め、正しく理解することが重要であると考えております。また県職員のみならず市町村職員等も含め、連携してより効果的に取り組むことが重要ということで、このため行政関係職員等として、県以外の行政機関に対しての働きかけもするということで、ここで充実というふうに言葉を直しました。

その次が5番目ですけれども、5番目については男女共同参画が進まないのは経済的要因が大きく、国や県がいくらこのような計画を立てても、ということ。そこで今回のプランとの整合性を図るもののひとつである暮らしやすさのトップランナーをめざすという生活創造推進プランを見て思ったことを提案したいということでした。

私共の方として生活創造推進プランは、本県の総合計画として課題を解決するとともに可能性をさらに発展させ、21世紀の中で確かな未来を育む自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会~暮らしやすさのトップランナーをめざして~」を掲げ、その実現のため、本県が有する風土、資源、人財などあらゆる地域力を活用して進んでいくこととしているものです。

そういうことで、男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、将来へ

の夢を持てるようになると考えており、生活創造社会の実現につながるものと考えております。そういうことでパブリックコメント 5 件のうち、 2 件についてはそういう意見でした。

それから県と市町村の意見として全部で 36 件ありました。具体的には県庁の中から 4 課、それから 1 市の方からちょっとありましたけれども。ほとんどが私共の方で修正できるような部分でしたけれども。その中で、大きいものとしては 18 番、環境政策課の方から寄せられた「なぜ地球環境問題が男女共同参画なのか。環境保全に男女共同参画の視点を持ち込むのか。削除すべきではないか」という意見でありました。

これについては、環境問題は人々の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら女性の参画が遅れている状況にあり、男女が共に参画し多様な発想、活動の活性化を図ることによって新たな発展を期待するものです。なお、地球環境保全への寄与は当該基本計画策定時から重点目標に掲げており、国の第二次基本計画でも重点事項として新たな取り組みを推進している分野としている。あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案、実施し、男女共同参画社会の実現をめざすものであり、削除すべきものではないと考えております。

それから資料 1 - 4 ですけれども、計画の体系別、具体的施策ということで、これについては施策の方向、具体的施策、主要事業等、それから担当部局と区分しておりますけれども、基本的には施策の方向、具体的施策については検討専門部会で検討していただいたところであります。

主要事業については、庁内関係課に照会した現段階・平成 18 年度分の事業であります。部会の方からも指摘を受けておりましたけれども、審議会として新しいプランについてどの時点で検証、評価ができるのかということでした。そういうことで平成 19 年度分については、県としては予算が、2 月議会が終了しないとちょっと分からないんですが、新年度に入って新規事業も含めて庁内各課に改めて照会して、それらを整理したものを委員の皆様方にお配りしたいと考えております。それは大体6 月頃を目途に作ります。それを受けて、8 月頃に平成 19 年度の1 回目の審議会を開催し、皆さんの審議をいただいて、それを関係課に返し、20 年度以降の予算に反映できればと考えております。以上です。

議長:以上、簡単に御説明いただきました。まだこのことについて御質問があるかもしれませんけれども、先程申しました答申内容について内海先生から御報告をいただいた後、併せて御質問、協議をいただきたいと思います。

早速ですが、よろしくお願いいたします。

内海部会長:申し訳ありませんけれども、私、2時にここを失礼しますので、言い放しで 出て行く可能性がありますが、残りは私を含めた御一緒に検討してきました佐藤会長はじ め色んな方々にやり取りをお願いしたいと思います。ちょっと座らせていただきます。

すみません。実はもうちょっと長くいるつもりで、いろいろ計画をまとめて御説明できればと思ったのですが、要点を必要な点だけ御説明させていただきたいと思います。計画を変えるというのは大変だなと。当初は楽だというふうに思っていたのですが、やっぱり

自分が関わっていないものに手を加えるというのは陰がチラチラと見えてきまして、大変 だということがわかりました。

もう1点は、県の推進に関わって、地区別で研修会を開く機会を与えていただきまして、 改めて弘前、青森、八戸で推進員の方々の研修会を開いたんですけれども、そこで温度差 というのでしょうか、実体というのでしょうか、以前蛯名委員がおっしゃっておりました けれど、そういうものを私も感ずることができました。委員の方々と推進員の方々、それ から自治体との色んな問題というのも、私は感じ取ることができました。

その意味では基本計画、やはり青森県の拠り所として計画をきちんと前面に出していくと同時に推進条例がございますので、県の法律というのでしょうか、それをやはりもっともっと周知徹底させていくということのためにも、この基本計画が重要になるということが私個人的には分かりました。

それでは今回の基本計画、プラン 21 につきましての改定の全体概要と一部御指摘等々があった点について、私の方から修正案も含めて素案を御説明させていただきます。

まずパブリックコメントがございまして、それを受けてなおかつ先程事務局の方からありましたけれども、庁内あるいは県の自治体の方からの御意見等々を頂戴して、修正をさせていただきました。それにつきましては、資料の3、それから2の方で、先程やや簡単な説明がありましたけれども、私の方でそれに加える形で御説明をさせていただきたいと思います。

既に8月25日の審議会で中間報告ということで、それまでの改定に関わる方向性みたいなものを私共御報告させていただいたわけです。その際に皆さんの方からも御意見をいただきました。そういうのを踏まえまして今回変えたわけですが、とにかく今回の基本計画の改定の大きな目玉といいますか、それはトップといえばいいのか、大目標を設定させていただいたということです。

実はこういうの、ずっと下書きを作っていたわけですが、私、頭の中が整理つかなくて、皆さんにお配りできないのは申し訳ないと思うのですが。そのプランの大目標で、これは8月の25日の時点では、17人の皆さんからのこういうのがいいのではないかというキャッチフレーズのようなものをいただきまして。私共の方で色々と佐藤会長と検討した結果、「男女がわかち合い ささえ合う 青森県」というキャッチフレーズ、大目標を設定させていただきました。

その下に基本理念、本基本計画の基本理念があるわけですが、基本理念につきましては、後で説明いたしますけれども、県の推進条例の中に5つありますので、それを基本理念として掲げる。そして今回のこのプラン改定における重点的に取り組むべき事項は何であるのか、本来ここにもう少し時間をかけるべきだったのかもしれませんが、私共は従前の重点目標、これの組み換えがすなわち重点的に取り組む事項になるのではないか、というふうに考えました。

そういうことがありましたので、後でこの改定のポイント、資料の1 - 7の中にございますけれども、そこの2番目から6番目、それが体系図に即してですけれども、答申のポイントです。その中の ~ を基本的には重点目標という形で考えていただければと思います。

先程申し上げましたように、大目標「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」、これに向かって基本計画というものが立てられて、そして重点目標等々があるということになるわけです。

まず皆さん、お手元の素案を御覧になっていただきたいと思います。答申案になります。 資料の1 - 1です。これは事前に皆様の方に配付してあったかと思いますが。11 月 24 日 現在、お持ちでしょうか。若干その前のと変わっている部分もございますので。それでは それに合わせて説明をさせていただきます。

これは 8 月 25 日に示しましたそのものに対しての、パブリックコメントあるいは庁内 等々からの御意見を踏まえて修正を加えたものであります。それに合わせて、それを基に 説明をさせていただきたいと思います。

まず大きく基本、改定の趣旨等々ですが、これにつきましては、先程申し上げましたように重点的に取り組む事項というものを前提にしまして、私共は基本目標5つあったわけですが、それの配列を少し変え、また文言も少し変えました。

と同時に現状の男女共同参画を取り巻く現状と課題というようなことで、従前からありましたけれども、世界ではどうであるのか、あるいは日本ではどうであるのか、あるいは 青森県ではどうであるのか。そして社会経済情勢の大きな変化にどう対応していくかとい うことで、第1章が計画の策定及び改定に当たっている。

第2章が計画の内容。第3章が計画の総合的な推進というような章立てになっております。特に3ページ以降の「計画の策定・改定にあたって」というものにつきましては、大きくは8月25日にお示しした内容と変わっておりません。先程申し上げましたように、世界での動き、それから日本での動き、そして青森県での動きというものを時系列で概略を書いてあります。

そして9ページの方ですが、「時代の潮流と新たな課題」そこの「社会経済情勢の変化」これにどう男女共同参画が対応していくかということがあるわけですが。私共は、1つはそこにございますけれども「社会経済情勢の変化」。2つ目は「国際化、高度情報通信社会の進展」にどう対応していくか。それから11ページの方ですが、「地球規模の環境問題」にどう対応するかということを前提にして、ここの文言は出来る限り国勢調査の新しい平成17年度版の結果が出ましたので、人口構造につきましては新しい数字に変えてあります。それが主なものです。

それから一部御指摘がございましたけれども、10ページですけれども、ライフスタイル、家族形態の多様化と地域社会の役割というところで、核家族云々というところですけれども、そこはいわゆる3世代同居世帯の割合がどうのということで、細かい家族形態についての表現は省かせていただきました。

その次の就業構造の変化につきましても人口等々の数字につきましては、先程申し上げました 17 年版の国勢調査の結果に基づいて変えたということであります。それから地球規模の環境問題云々ということにつきましては、後で基本計画の中でのやり取りがありますので、そこでまた触れさせていただきたいと思いますが、取りあえずこの部分はこれぐらいの修正になっております。

それから 13 ページになりますけれども、今回の計画の内容ということで、ここがやや前

回と私共の考え方が変化したと言いますか、実は先程申し上げましたように県の法律である条例というものは頭の中にはあったんですけれど、初版の平成 12 年に作られた基本計画の方に引きずられておりまして、その理念がその段階のものに囚われ過ぎていた。本来、基本推進条例の中にある理念をきちんと掲げるべきではないかとはたと気がつきまして、そこの部分を代えさせていただきました。

従いまして、差し替えということになりますけれども、資料 1 - 5を御覧になっていただきたいと思いますが。ここは差し替えということになります。13 ページの第 2 章計画の内容、1、基本的な考え方の(1)が「案」では男女共同参画社会の基本理念となっているわけですが、むしろそうではなくて、お手元にございます資料 1 - 5 のところにあります。2 枚目以降は現在の県の推進条例を資料で添付していただきました。その基本的な考え方の男女共同参画社会の基本理念を「男女共同参画社会の実現」と。これは国の基本法がそうなっておりますので、そういう形にいたしました。ここは従いまして「基本理念」ではなくて、「実現」というふうに文言を変えていただきたいと思います。リードはそのようになります。

それから「基本的視点」につきましては、そのままになりますが、そこにありますけれ ども、「基本的視点」という(2)が「基本理念」というふうに文言が変わります。以前は基 本的視点というふうにしておったのですが、条例の理念をそのまま入れる。

次の2枚目のところに、推進条例がございますが、13年に決められた第50号の条例の第3条に基本理念ということで、第3条第1項から第5項までございます。これをやはり基本理念としてこの基本計画でも設定すべくということで、本プランの基本的視点ではなくて、基本理念はというふうに変えさせていただきます。これが大きなこの計画における違いになります。視点と理念では違いますので、「理念」ということにさせていただきたいと思います。

それから先程冒頭で申し上げましたように、できればめざすべき青森県の男女共同参画像みたいなものが、ある程度明確にしてあった方が県民も親しみが持てるのではないかということで。これにつきましては、県の生活創造推進プランの中で5つのめざすべき生活創造社会の像がありますので、まずそれを掲げて、特にその部分で男女共同参画というものも必要であるということは、その中の社会参加と協働の推進という中で男女共同参画社会の実現というのは重要であると位置づけられております。

従いまして、それを拠り所といたしまして、私共は先程申し上げましたように大目標「男女が わかち合い ささえあう 青森県」という目標を設定させていただいたわけです。 これにつきましては、中間報告の際にはまだ明確でなかったというところですが、このようなスローガン、大きな目標を設定させていただきました。

それから、その後につきましては、計画の性格につきましては、年代別に配列を変えた。 プラン 21 から条例等についてですね。そういうふうに変えたものです。

それから、その次でございますけれども、推進に当たって云々ということにつきましては、これは前回もちょっと申し上げましたけれども、現在の指定管理の関係で男女共同参画センターに指定管理者制度が導入されたというようなことを、「推進にあたって」というところで加えてあります。さらに、より一層の推進、充実に当たるというようなことで書

いているわけです。

その次に基本目標及び重点目標ですが、これは前回も申し上げましたように、いわゆる 従前の配列と変えさせていただきました。まず基本目標の1番目は政策方針決定過程への 女性の参画の推進であったものを拡大というふうにして、ちょっと表現を変えさせていた だきます。

これにつきましては、先程の資料の1 - 7 にありますけれども、そこの のところでございます。政策方針決定過程への女性の参画について促進から拡大へと。量的な拡大というのが私共は質的な充実へ向かうのではないかというような予定調和論的な考え方をもっております。

まず量をどんどん拡大していくということが、質的な充実につながるだろうということで、ポジティブアクションにつきましても積極的に導入していくということを重点目標にいたしました。そのことが基本目標の表題に現れております。

それから2つ目につきましては、従前、基本目標の2番目に意識のことが書いてあったわけですが、今回それを4番目の方に持っていきまして、2番目の方に職場、家庭、地域における男女共同参画の実現というものを入れさせていただきました。

これにつきましては、国ベースもそうですが、やはり子育て環境であるとか、あるいは 高齢者、あるいは家庭生活、地域社会への男女共同参画というものをより推進していくこ とが重要であろうということで、敢えて重点目標の2番目の方に持ってきたわけです。

そのことがこちらの方では、男女共に、特に男性の働き方も含めて見直しをしていこうということです。それはある意味、そこにはずっと入れてありますけれども、家庭生活における男性の参画を促進する。あるいは男女雇用機会均等の制度の周知と推進をする。来年度の4月から、また、いくわけですけれども。

それから従前ありませんでしたけれども、家族経営協定、アグリマネジメントという思想、やはり男女共同参画の視点に立って、従前、パートナーシップ云々という言葉でも使われておりますけれども、第一次産業につきましては、家族経営協定を積極的に取り入れていくことが県の活性化につながるのではないかということで加えさせていただきました。

それから男性の家事、育児、介護等への参加の促進。これは新しく私共加えたものです。

それから一昨年から国ベースでやっておりますけれども、女性のチャレンジ、あるいは 再チャレンジ。縦、横、再というものですけれども、そういうのがございます。

さらに国ベースでは新しい地域・まちづくり等々への云々というのがありますけれども、それも今回、私共は前面には入れておりませんが、いずれにしましても地域における男女共同参画の実現という中で間接的にそういう方法に行っていただければ。これが上の方のポジティブアクションがどんどんいき、女性の参画が進んでいけば、自ずと実体としてはそういう方向に向かうのではないかと理解をしております。

それから基本目標の3につきましては、これも前回同様ですが、男女の人権が推進・擁護される社会の形成ということで、これもこちらの方のポイントの になります。いわゆるDV法の制度的確立とそれへの対応。

それから性差医療ですね。これは国ベースでも出しておりますけれども、青森県の場合は対馬さんという方が先頭に立って東京の方でやっておられますので、性差医療への理

解・促進を進めていく。それからこれは短命かつメンタルヘルスで、かなり秋田県に次いで多いと言われている本県の場合に、そういうもの、メンタルヘルスの部分、あるいは今風で言いますと生活習慣病というのでしょうか、メタボリック・シンドロームも含めまして、そういうものについて対応をしていくようなことを基本目標の中に入れさせていただきました。

それから従前は基本目標の2番目にありました意識改革ですけれども、今回敢えて下の方にちょっと下げてはありますが、やはり重要であるということで、新しいものをいくつか入れております。行政関係職員等への研修機会を率先して、県の基本計画ですのでまずその部分から研修機会を充実させていく。

それから男性を対象とした学習機会の提供と充実。これもやはりある意味では意図的にやっていく必要があるのではないだろうかということで、皆様の 33 ページの方になりますけれども、計画の体系図におきましては、やや色が黒っぽくなっておりますが、その部分が大きく変わっているところであります。

それから学校教育云々ということがありますが、生涯学習という視点で男女共同参画に ついてもう少し推進をしていただくというようなことになります。

それから基本目標の5番目に国際社会、国際的視野に立った男女共同参画というものは やはり県の基本計画ですので必要であろうということ。実は一番上に本県在住の外国人女 性の支援ということが書いてありますが、これは「新」ということになっております。今 の案の前のページ、31ページと 32ページ、ちょっと御覧になっていただきたいと思いま すが、そこの従前は 31ページのところですけれども、国際交流、国際協力の推進という中 で1、2、3、で3の方にリーダー等の育成と本県在住の云々ということですけれども、 新たにこれを起こしました。

それは、本県はいわゆるアジア圏も含めて、かなり民間との交流というのでしょうか、 民間ベースでのアジアの女性も入っている等々ということもありますので。そう遠くない うちに学校教育にも影響を与えるだろうと、2世が生まれております。大都市ではなくし て、むしろ地方の郡部のほうが外国人の方がいらっしゃるというケースがありますので、 敢えて私共の方は意識して、国際化という中でこのことを入れさせていただきました。

大体大きな改定のポイント、これは答申のポイントになるわけですが、そういうようなところです。

それだけでは、ちょっと舌足らずなところがありますので、もう一度基本目標及び重点目標につきまして順番を追って意見をいただいた中に基づいて御説明をさせていただきます。15ページまでのいわゆる第1章に相当する計画の策定、改定にあたっての内容につきましてはよろしいかと思います。

基本計画の推進につきまして、いよいよ 16 ページですが、これは先程申し上げましたように量的な拡大を図るということで、従前の推進から拡大という言葉を意図的に使っております。

それから、その次 19 ページの方ですが、これにつきましても従前と同じような内容にしております。 先程申し上げましたように、特に国ベースの方では地域づくり云々ということもありましたけれども、敢えてそのようなことはしておりませんが、男性も地域あるい

は家庭の中に積極的に入っていただく。

それから重点目標の 21 ページに当たりますが、第一次産業あるいは自営等々における男女共同参画の推進ということで、これは先程申し上げましたように家族経営協定等々をできる限り結んでいただきたい。これはやはり本県の場合には重要であろうと。

それから重点目標の5番目で、これは文言なんですが、是非とも広めたいという思いで私ども敢えて残しました。「家庭責任」という言葉です。これは意見等々の中にもありましたけれども、私共22ページの重点目標5番目の現状と課題の中の3行目、それから12行目ぐらいのところでしょうか。取りあえず3行目のところでいいのですが、「家庭の」と、敢えて家庭責任という言葉を広めてもらってもいいのではないかという意味合いで残しました。

それから、その次のことにつきましては、先程申し上げました 24 ページの重点目標の 7 番目、男女共同参画センター、アピオあおもりもより充実させて中核拠点となってもらうということの支援も含めて向こう 5 年は必要だということで書いてあります。

それから後のところにつきましては、26ページの、これは基本目標3番目の、先程申し上げました「男女の人権が推進擁護される社会の形成」という中でのメディアにおける男女共同参画。これは本県といえども、やはり情報社会の中でメディアによって直接、間接的にもたらされる情報がかなり私共の意識に影響を及ぼしますので。そういう意味ではメディアの中で人権思想、あるいは男女共同参画に係るものをどんどん推進していくというようなことを、私共ここで掲げさせていただきました。

それから、その次に先程資料の3番目で自治体等々の中で市町村からの御意見がありました。ちょっと相前後しますが、この資料の1 - 3の番号で2枚目になりますが、29番目のところです。重点目標8番目のDVを含めた女性に対するあらゆる暴力の根絶の中で、加害者の支援等々はどうかという御意見がありました。

ただ、私共はまだ現状では、国ベースも含めて加害者の心理的な背景等々含めて、その 支援ということは明確な検討した結果の方針が出されておりませんので。我々としても、 これにつきまして今回は除くという形にさせていただきました。

それから先程申し上げましたように 30 番目、これは後の方に出てきますが、国際課では本県在住の外国人女性に対する支援ということは、施策では予定はないということですが、ここにあるように過疎なるが故の国際化というのが青森県の場合には割合出ております。やはり、ここにないからできないというのでは困りますので、基本計画にあることで、何らかの対応が可能になるということも予想されますので、敢えて入れておきました。先程申し上げましたように、3番目で一緒にしていたものを4にしたということです。

それから最後になりますけども、非常に大きく変えさせていただきましたのは、この基本計画は、あくまでも実施のための計画ですので、理解に苦しむような表現や文言、すなわち、いちいち説明をしないとだめなものはだめだと思いまして。実はユニバーサルデザインは福祉ベースでしか捉えられていないということが分かりまして。もっと環境規模で話し合われているんですが、そこの域まで行っていないということが分かりました。それならば、福祉ベースの中でユニバーサルデザインを理解してもらった方がいいかなと、バリアフリーの先にあるものがユニバーサルデザインであるというレベル・形での理解しか、

まだ一部行政担当者がされていないということが分かりました。それ以上の地球ベース、環境ベースでのユニバーサルデザインに基づく云々とやっても説明をするだけですので、 それはやめようということで、思い切って削らせていただきました。

それからもう1つ、先程事務局の方から説明がありましたけれども、ちょっと相前後して申し訳ありません。番号 18 番が庁内からの意見ですが、環境問題のところです。

2 枚目のところですが、18 番目で、「なぜ、地球環境問題だけ」ではないんですけども、それが男女共同参画なのかということがあって、削除すべきではないかという御意見があったのですが、対応等先程ありましたように、すべからく人間と環境の関係の中での共生の思想ですので、男女共同参画の視点ということは、環境保全あるいは地球環境問題に必要であろうということで、私共は、そこにありますように削除すべきではないと考えました。特に、女性と環境というのは、東北ではかなり深い結びつきがありますので。今から40 数年前のひ素ミルクとの関係から分かるかと思うのですが。あるいは水銀、水俣の関係もそうですけれども。そういう意味では、やはり70年代をもう一度振り返りながら、環境問題というのは、男女共同参画の視点にどうしても必要であるということで、敢えて入れさせていただきました。

あっち行ったり、こっち行ったりで申し訳ございませんけれども、そういう形になりま した。

そして、私ども非常にありがたいなと思いましたのは、資料の1の2のパブコメの方です。お二方から5つ程あったということですが。特に、4番目ですが、これは後で佐藤会長の方からいろいろコメントがあるかと思いますけれども、計画の総合的な推進、これにつきましては3章の方になりますが、計画の総合的な推進について、全体的に現在の課題解決へ対応するものとして高く評価しますと。特に、青森県の男女共同参画審議会の機能の充実を掲げているという面は高く評価する、というふうにコメントをいただきました。

決してやらせではございませんので、はっきり申し上げたいと思いますが。総合行政である、つまり男女共同参画というのは、優れて総合行政であるということを、私共は、やはりこの基本計画を通して訴えていく必要があるだろうと思うんですね。

ですから、県の女性・青少年・男女共同参画、環境生活の部分だけが携わるんではなくて、県全体の総合行政として、ありとあらゆる管轄課が関わるものであるということを改めて自覚いたしました。その意味では、この計画の持つ意味合いというのは大きいと思います。

私は生涯学習行政が総合行政であるということを訴え続けて失敗した経緯があるものですから、そういう意味では、男女共同参画というのは、文字通りどの窓口にあってもこの視点は必要であるということを、パブコメでいただいたことを基にして、審議会の機能の充実というものがより一層実のあるものになればと思いました。

ちょっと、右に行ったり、左に行ったり申し訳ございませんが、一応私の方からの説明 は以上で終わらせていただきます。

議長:ありがとうございました。内海部会長には本当にお忙しいところを承知で部会長を お願いいたしましたところ、快く引き受けていただきまして、本当に精力的に御尽力くだ さいました。心から感謝申し上げます。

それから部会の委員として御参加くださいました皆様には改めて感謝申し上げます。それについては、また後程申し上げたいと思いますが。

ただ今、本当にたくさんの内容につきまして、でも簡潔に御報告いただきました。この点につきまして、残りの時間で協議をしていただきたいと思いますが。まず、御説明いただきましたことにつきまして、事務局からの説明も含めて、確認あるいは質問の事柄がございましたら、まずそこのところをはっきりさせたいと思いますがいかがでしょうか。

たくさんの資料をあちこちというところがありましたので。事前に目を通していただいたとは思いますが、聞き漏らしたとか、ここの部分が不明というところもあるのではないかと思いますので、その点についてまず。

佐藤(正)委員:本当に内海さんには大変御苦労様でした。なかなかよくまとまったなという印象を持っております。本当は6日までにということでしたが、私間に合わなかったので、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、答申案、資料の1の1のプランの22ページの真ん中頃に、「また、ボランティア活動や環境問題、それから自治会」とかあるんですが、ここの環境問題というのはちょっと分かりにくいんですが、これはどういう整理になるんでしょうか。読んでみて、何かつながらないような気もするわけですが、これはちょっと確認をさせていただきたいんです。

内海委員:これは、次の「など」で、生活の関わりの深い地域活動ということで、環境 N P O とかそういうのがありますので、そういうふうに入れましたが、「問題」というのが、 自治会とのつながりで、すわりが悪いですね。

佐藤(正)委員:ここのところは何か工夫があったほうがいいのかなという感じがいたします。あとは細かい話ですけれど、文言ですが、上の方の、同じページの 6 行目、「実際には休業規程のない事業所があることや」となっているので、ここははっきり「育児、介護休業規程」という表現にしたほうがよろしいのかなという感じがします。

プランの本文の方についての、今日は事実上最終なので、私ずっともう1回、全く前に関わっていないという感じで読み直してみたんですが、ずっと拝見しますと、23ページ、重点目標6「高齢者等が安心して暮らせる環境づくり」、ここだけが「等」が入っているんです。これは、国ベースでもそうなんですね。だから、私はむしろ、ここに書いてあるのは、障害者、高齢者と障害者のことを書いてあるわけなので、ここのところは、国の方はやっぱり「等」で括っているので、障害者ということで、敢えて文言表示した方が、アクセントの置き方としていいのかなという感じがするんですが。いかがなものでしょうか。

内海委員:ここは、私も微妙なんですが、ほとんどどこでも高齢者等の介護を女性が云々というようなところで、大概はこういう表現です。障害も入れると、弱者という方がむしる、子どもをひっくるめて全部、そこへ安全・安心というのが来ますので。我々もそこまでは議論していないんですが、たぶん障害者まで入れるともっとたくさん入れる必要があ

るだろうということで、括りはこうなっていると、私は理解しています。今のところ、高 齢者と障害者という文言にする、もう一歩踏み出す勇気はないんですけれど。

佐藤(正)委員:別にそうして欲しいというわけじゃなくて、ざっと読んでみて、ここだけが「等」で括っているんです。国の方もそうなんですよね。中身見ますと、まさに、「とりわけ、高齢者云々」と言って、後ろの方に来ますと障害のある人はどうのこうのと。結局書いているのは高齢者と障害のある方についてなんで、アクセントの置き方もあるのかなということでのお話です。そこまで整理が他とのバランスで無理だということであれば一向に構わないですが。何となくずっと読んでみますと、「等」で括っているのがここだけなんですよ。

議長:どうもありがとうございます。今いただいた御意見で、差し当たって変える必要があるというところにつきましては、いかがでしょうか。

内海委員:休業規程については、育児・介護云々というのは、あとで付け加えればよろしいと思います。それから「また」というのは、環境問題などのボランティア活動や自治会など生活に云々というふうに逆にすれば問題はないと。

議長:私などは、環境問題というとすぐに上がってくるのはゴミの問題で、ここのところもちょっと検討させていただいて、中身に直接関わることではないので、表現上誤解がないようにするということで、対応させていただきたいと思います。

今の重点目標6の「高齢者等」に関しましては、今部会長から回答がありましたけれど、 私なども、確かに内容的には障害者の方を対象にしていると言えると思うのですが、もう 少し広範に捉えますと、自立が難しくて、社会的支援が必要な方たちという意味で「等」 が入っていると思うんですね。

今回は、一人親家庭ということでは前の方に入れてありますが、社会的支援が必要ということでは、かなり早い段階では、一人親家庭も入っていたんですが、今は母子世帯だけではなくて、父子世帯もあるということ。介護のことに限って言えば、「高齢者等」ということで、主に女性が介護を担っている高齢者の方と障害者の方というふうに限定したと思うんです。そのような経緯もありますので、今のところは「等」という広範なものも含むという表現でよろしいでしょうか。

佐藤(正)委員:整理の仕方と直接関わってくるものですから。別にこだわるわけじゃありませんけれども、こういう内容であれば、敢えて国ベースの計画とそこまで合わせなくてもいいのかなという感じがしたものですから。こだわりませんが、その辺1つ意見として出させていただくということでございます。

議長:今の段階では御意見として伺っておきまして、いずれまたプランの改定の時期があると思いますので、その時に改めて再検討させていただきたいと思います。

佐藤(紘)委員:私もこのことが今ので少し分かったんですが、その次の 24 ページの施策の方向のところになってくると、1から3までは「高齢者等」となって、4では「障害のある人」となるんですよ。そうすると、これは敢えて。ちょっと整合性が取れないのではないかなという気がするので、この辺も含めて。

議長:これも私は部会の中で十分この点について議論しておりませんので、部会の委員の中からも御意見があれば、おっしゃっていただければ。

内田委員:本当に初歩的な意見ですけれども、今の 23 ページの重点目標のところの最後の「障害のある人は」というところだけ、さっきからずっと読んでいるんですけれど、障害施設を担っております者として、今自立支援法が動き出してからは、非常に、誰が一番困っているかなということを考えると、やっぱり利用者が一番谷底に落ちているような気がしますし、職員も、経営者も大変、三者が大変な中で、利用者が一番大変なんですけれども、その言葉でちょっと引っかかるな、冷たいかなと思うところで、やっぱり「自立を図るための雇用の機会の確保が必要です」とか「その際、特に障害のある女性への配慮を重視することが大切です。」という、小さなことなんでしょうが、私なりに非常に冷たい感じを受けるという意見です。

議長:ちょっと話が広がってしまうかもしれないですけれど。今の内田委員の御意見は、 例えば、この文言を少し変化して冷たくないようにするというので何か案はおありでしょ うか。言葉遣いの問題かどうかわからないんですが。

内田委員:保護者の皆さんが非常に言葉に対して敏感なんです。利用者は意見が言えない 重度の方が多いので、代わって保護者の方が関心以上の関心があって、「今日は、こんな記 事が出ていた。」というようなことがあります。

議長:その点につきましては、ただ必要とか大切ということではなくて、自立に向けての 支援を強調していますよね。そのこと自体が、ちょっと当事者の方にとっては過酷で厳し いと、それがあるわけですよね。

ですから、そのことになりますと、福祉行政の、国の法律への対応として、県レベルで どうするかということになりますと、ここの委員会で、それとは別の形で男女共同参画の 視点から盛り込むということはできないことではないと思いますし、私の方では、むしろ 障害のある女性の配慮というのは、ここで盛り込んだものなんですね。

やっぱり同じ障害を持った方でも、女性だということで男性以上の、男性とは異なるリスクを負っているという現状があります。そこまで行き届いていませんので、そこまで配慮をという意味でここは盛り込んであるので、そのようなことは可能かなと思うんです。ただ自立を促進するという政策の方向性に関しては、どのように判断したらいいのか、私自身も今の段階では戸惑うのですが。

内海委員:私、時間がないので、ここで失礼させていただきますが、あくまでも基本計画 であるということを、まず御理解をしていただきたいと思うんですね。

先程冒頭で申し上げましたように、総合行政ですので、いわゆる地域社会福祉制度云々というところになると、そういう表現が必要になるんだろうと思いますけれども。先程の「高齢者等」は実はある種の逃げでありまして、全部羅列、列挙的、羅列云々かんぬんという定義になるんですが、なるべくそれは避けたいと。説明をたくさんしなきゃいけないような基本計画案はあまりいい計画でないだろうと。だからといって全部「等」を使えばいいとは思いませんが。

そういう意味では障害については、「ある女性への配慮」という言葉は、最大限の基本計画では重要で。これが施策になるときには、個別の暖かい言葉等々、実態に合わせていくと。

その場合には、このセクションではなく、担当課の方からもっと実態に即した施策の方向性が出てくるんじゃないかという気がしているんです。そういうことで、御理解をしていただければと思います。すみません、私、これで失礼いたします。

議長:先程ちょっとおっしゃいましたけれど、内海先生は勤務校で大切な会議を控えていらっしゃいますので、残念ですが、ここで退席していただきます。本当にありがとうございました。また、改めてお礼申し上げます。

佐藤(正)委員:私も障害者協会に関わったものですから、「等」でくくるというのは、 やっぱりとても気になるんですよ。今、内田さんがおっしゃるのは、後ろの方の「障害の ある人は」ということは、これはこうなんだろうという思いがあるんだろうと思いますけ ども。

私は、タイトルで「等」で障害者を括るということについて心理的に大変抵抗があるんですよ。それを言っちゃえば身も蓋もない話なんで。どうしてもこの辺が、「高齢者等」の中で、もっと広がりがあるのなら別だけれども、ここで「等」で括られているのは、障害者だけなんですよね。

そこのところは冷たいという表現がございましたけども、その方面に関わっている者としては、やっぱり「等」で括るというのは、何となく、この辺何とかならないのかなという思いが。恐らくその辺のことなのかなという感じがしたものですから。

議長: この取り扱い、いかがいたしましょうか。今日答申する予定になっておりますので。 ただ、先程部会長から御提案がありました、男女共同参画社会の実現あるいは基本理念と いう文言の変更も差し替えということにしておりますので。今日、とりあえず答申の段階 では今のままお渡しした上で、変更が全く不可能というわけではないと思いますので、中 身を変えるわけではありませんので。事務局の方いいですか。可能ですよね。

そうしたら、部会長がいないところで、あとで決まったことを事後報告と事後承諾いた だくことにしたいと思います。皆様の意見をお諮りしたいと思います。

では、重点目標6の見出しにつきまして、これまで「高齢者等が安心して暮らせる環境

づくり」ということで掲げておりますが。今御意見が出ましたが、ここに「高齢者・障害者」と明記する御提案と受け止めまして、このことについて御意見伺いたいと思います。 いかがでしょうか。

蛯名委員: ちょっとお聞きしたいところがあるんですが。ここの部分で言われていることは、障害者と高齢者だけのことなんでしょうか。それとも、先程申しましたように、そのほかの一人親家庭であるとか、色々な弱者といわれるような立場の人たちのことも少しは含むんでしょうか。それによって表現の仕方が違うのかなと思いましたけれども。含むか含まないかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

議長:これについては、私の方で少し回答させていただきますが、県の行政の方の詳しい 具体的な事業というと把握していませんので断定的に申し上げることはできないのですが。 先程も申し上げましたように、本来の趣旨は、高齢者を始めとして自立した生活が難しい 方、社会的な支援が必要な方たちに対する、その方たちが支援を受けながらできるだけ自 己決定に従う、自立した生活ができるように支援していくという趣旨で設けられているも のだと思うんですね。

それは男女共同参画以前から福祉行政の中でやられてきたことで、その範囲内に入る方たちというのはかなり広範だったと思うんですね。高齢者の方だけではなくて、障害者の方、それから一人親世帯の方、ホームレスといわれるような、それから途中障害、疾病を持った方ですとか、色々そういう立場はおありだったと思うんです。そういう方たちをある意味全て含んでいたと思うんですね。

この間、社会的支援の法制度が進みまして、高齢者に関しては介護保険制度が発足しましたよね。それから障害者に関しても障害者自立支援法ができまして、個別にそれぞれの支援が必要な状況の方たちに対して法制度が整ってきていますので、ここでは行政の範囲で、それに従ってやっているというものを掲げているんだと思うんですね。

具体的なものとして挙がっているのが、高齢者の方と障害のある方となっていると思うのですが、そういう面はあると思うんですが。その時に「高齢者・障害者」と限定してしまっていいかどうかというのもちょっと判断が難しいところで。もし挙げるとすれば、「高齢者・障害者等」、ここにまた「等」が付く。ただ、障害者の方を明記するということは、意義があるかなと思いますが。

佐藤(正)委員: 重点目標5の、男女の職業生活、家庭・地域・生活の両立支援のところに、一人親家庭の生活安全とかが出てくるわけですので。ここでいう重点目標6というのは、やはり高齢者と障害者だと思うんですよ、括りとしては。そういうことなんで、色んな御意見もありましょうけれども、何となく気になることなんです。高齢者と障害者を「等」で括るということについて。

議長:今、蛯名委員からも御質問がありまして、私の今の回答が正解かどうか分からない のですが、そういう考え方もあると言えると思いますが、そのことも含めまして、皆様に お諮りしたいと思います。今出ました、「高齢者・障害者」と変更するか。それからさらに、 「高齢者・障害者等」ということで障害者を加えてにするか。あるいは現行のままと。こ の3つでお諮りしてはどうかなと思います。他に御意見がありましたらどうぞ。

佐藤(紘)委員:「高齢者等」と原文のままだとすると、施策の方向の4は削除すべきだろうと思うんです。というのは、「等」の中に障害者が含まれるとすれば、2とダブるわけです。ですから条件付きでお願いしたいと思います。

議長:現行のままの場合ですね、実際のところ、これまでずっとやってこられた福祉行政との境目がとても難しくて、福祉の部分でやってきた、今まで女性はずっと社会的な意味で弱い立場に置かれていましたから、女性対象の事業というのは、最初の時点では、婦人行動計画なんかに盛り込まれて、それが主要事業だったんですね。だから、その間ずっと、法制度の整備も含めてある意味進んできている中で生じていることかなと思うのです。

他に御意見ありませんでしょうか。何かいいアイディアがありましたらお出しいただければと思いますが。特に他に御意見がなければ、今の段階でお諮りして、賛否を伺いたいと思いますが。そして、この場の多数決で、一番挙手が多いものを取り上げさせていただいてよろしいでしょうか。御異議がおありでしたらどうぞ。

成田委員:この辺のところは、触れている担当が 27、6、7のこういう視点しかないということを私たちが今もう一度、ここで時間がないんですけれども、見ながら決を採るという。時間がないから決を採らざるを得ないんでしょうが、とても苦しいところですね。

今の段階は、向こう 5 年間でどの辺まで進んでいけるのかということを含んでなければいけないわけですから。県関係の担当の方からも、何かあるかなと思って。ということしか言えないんですけれども、本当に苦しい部分ですね。

議長: 今の実際の行政の担当課との関係からいきますと、先程佐藤紘昭委員から出ました、 もし現行通りの「高齢者等」にするのであれば、施策の方向の4は削除すべきであるとい う御意見に対してなのですが。それをいたしますと、担当行政との関係で混乱が生じるの ではないかと思いますので。もし、削るとすれば、「高齢者等」の、上の方の1、2、3の 施策の方向の「等」を削って4を設けるということで、いかがかなと思いますが。

ただ、ここに「等」がついていて、しかも「4」にあるというのは矛盾していると思いますので、こちらの方を削ることが必要かなと思います。先程申しましたように、福祉行政の中では、今、高齢者への福祉と障害者の福祉というのは完全に別れておりますので、ここを「等」で括ってしまって、無理矢理そこに入れるということになりますと、具体的施策をまとめる段階で混乱が生じるのではないかと思いますし、今、成田委員がおっしゃいましたように、担当行政の方にそれだけの意識があるかどうかということもあります。ちょっと調整が難しいかなと思いますので、もし現行でいくとすれば、そして、今の障害者の方への支援というところと少し調整すると、「高齢者等」の「等」を取るというのではいかがかなと思うのですが。御了解いただけますでしょうか。

では、そういうことで、3つの案でお諮りしてよろしいでしょうか。お諮りすること自体よろしいでしょうか。このままでは決着がつきかねますし、これは決着つけないと答申ができないと思いますので。今の私が申し上げたことについてまた御意見があれば。よろしいでしょうか。

では、会長の勝手な裁量で、皆様の御意見を伺って決めたいと思います。採決したいと 思います。まず、3つの案を提示させていただきます。

23ページの重点目標6の「高齢者等が安心して暮らせる環境づくり」という項目見出しにつきまして、3つこれから申し上げます。まず1つは現行のままです。ただし、その場合には施策の方向の1~3の「高齢者等」の「等」というものは削る、削除するという案が1つです。それから2点目は「高齢者・障害者が安心して暮らせる」ということで、ここに高齢者と並んで障害者を加えるという案です。3つ目が「高齢者・障害者」に加えて、「等」をつけるという案です。

この3つの案につきまして、賛成されるものについて挙手をお願いしたいと思います。 まず、第1案現行どおりで、施策の方向の「高齢者等」の「等」を取るという、この案 に賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。6人ですね。

では、第2案「高齢者・障害者」ということで、障害者を加えるという案に賛成の方。 お1人ですか。

では、第3案「高齢者・障害者等」という案で。3人ですね。これで 10 人ですね。私 ですが、私は入れなくても大丈夫だと思いますので。

現行のままとして、施策の方向の1、2、3の「高齢者等」の「等」をとるという案に 一番賛成が多く、過半数を超えていると思いますので、これを採らせていただきたいと思 います。事務局の方で記録していただけましたか。よろしいですか。

では、この件につきましては、それから、先程来申していますけれど、このことについては計画の中での位置づけにも関わることですので、今後重要案件として継続的に考えていく必要があると、付け加えたいと思います。

では、他に御意見等ございませんでしょうか。御意見を伺いたいと思いますが、私の方から、ちょっと確認させていただきたいことがございます。まず1つは、先程の内海部会長からの御提案でありました計画の5についての考え方、13ページの「基本的考え方」の1の男女共同参画社会の実現。ここにあります基本理念を実現に変更することと、(2)の「基本的視点」を「基本理念」に変えること。

それから内海委員はおっしゃいませんでしたけれど、その下の文言も変える必要があります。「本プランの基本的視点は」という文言がございますが、これも上の見出しに合わせて「本プランの基本理念は」ということになると思いますが。この3点について変更する、差し替えるということについて、御了解いただけますでしょうか。

では御了解いただいたものといたします。

それから、さらにもう1点です。事務局の方からお話がありましたけれども、資料の1-4の「計画の体系別具体的施策」に関してなのですが。今皆様のお手元にお配りしているものにつきましては、最初の重点目標1のところを御覧いただきたいと思いますが。その下に四角で囲ってありますが、左側に施策の方向がありまして、次に具体的施策の欄が

あって、その次に主要事業と担当部局となっております。

今皆様にお渡ししてあるものには、この主要事業等と担当部局のところにも入っております。先程御説明がありましたように、今入っていますのは平成 18 年度の施策なのです。で、左側の施策の方向と具体的施策のところは、この今検討しております新プランに基づく施策の方向と、それに見合う形での具体的施策ということで、ということで挙げてあるのです。見出しと共に内容を説明してあるものです。ここが、私たちが検討している新プランのもので。ですから主要事業と担当部局というものとズレがあります。

ですから、これをこのまま出すというのは誤解を招きます。それと該当しないものがありますので、無理矢理入れているものがあるのです。ですから、この主要事業等と担当部局のところは削除して、白紙のまま提出するということで、あと、先程事務局から説明がありましたように、新年度予算が決定した後、それぞれの重点目標、施策の方向に見合う、担当部局が継続のことも含めて「主要事業等」というのを掲げて、それが決定した後、私共委員の方にお送りいただいて、その後に審議会を開いて検討させていただくという手順にしたいと思っております。そのことについても、御了承いただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

佐藤(正)委員:今回の答申にそれを付けてやるのですか。

議長:答申そのものには付けないですよね。これの扱いはどうなっているのでしたっけ。 私たちだけが手元に持っているということで、よろしいのですか。そうではないですよね。

佐藤(正)委員:と申しますのは、施策の方向はいいのですけれど、具体的施策については少し文言整理が必要なのではないかという気がするものですから。確かに主要事業等については、予算が決まってどうのこうのという「8月頃にでも云々」という、先程お話があったのですが、具体的施策をずっと拝見しますと、やはりもう少し文言整理が必要な部分が結構あるような気がするものですから。これは付けてやるのかどうなのか確認したかったのですけれど。

議長:では事務局から。

事務局(斎藤): 一応、施策の方向、それから具体的施策については推進本部のほうに出す予定です。そういう意味で、今佐藤委員がお話したとおり、文言の整理がもしあれば、 それまでには整理する必要があるとは思っています。

議長:推進本部に提出するのは、いつの予定ですか。

事務局(斎藤):予定としては2月頭ころだと思います。

議長: そうすると、まだ専門部会は解散していないのですが。答申の段階で一応役目を終

えるかなと考えていたのですが。今日この具体的な施策のところまで、皆様にお手元に資料をお配りしてありますので、文言等の整理あるいは過不足等について御意見を伺って、 その上でまたそれをまとめて、推進本部の方に提出していただくということでよろしいで しょうか。

その扱いについては、今内海部会長がいらっしゃいませんので、私と内海部会長で相談させていただいて取り計らいたいと思います。お任せいただいてよろしいでしょうか。そのようにさせていただきたいと思います。どうも貴重な御意見ありがとうございました。

一応、私共の方から答申にあたって確認すべき事柄というのは以上かなと思いますが、 他に御意見はございませんでしょうか。

今日はこの後、案件につきましては平成 18 年度の現状と施策についての報告があるのみとなっておりますので、まだ時間的には余裕があると思いますので、御意見ございましたら。

筒井委員: いつだったかは忘れたという言い方は変なのですが、審議会委員の占める割合が 50%目標とありますけれども、県の女性職員の登用促進というのは前からありましたけれど、今回パーセントとか数値目標を掲げるというのがありましたのですが、そこのところは考えてなかったのでしょうか。

議長:この数値目標を掲げるかどうかということにつきましては、専門部会でも話し合いにはなりましたし、私共の要望としては挙げてあります。ただ、具体的に挙げるかどうか、 それから挙げる項目については、他の行政施策のとの関連もあって推進本部にお任せする ことになると思うのですが。

ただ、先程申しましたように、具体的な事業が挙がってきた段階で、数値目標を挙げる ものについては、そこに掲げられると思います。その際に私共の審議会の意見を反映させ ることはできることになっていますが。事務局の方からも、その点について説明をお願い いたします。

事務局(斎藤): 今お話した部分について、主な指標というのは、確かに一番最初 15 年の 10 月に立てたときに 21 の指標があったのですけれども、今現在事業が廃止されたりして 14 ぐらいになってしまっているのです。それも含めて検討するということで。具体的な検討にはまだ入っていないのですけれども、推進本部までには何を指標に持っていくかというのは検討する予定でおります。

議長:そのことについて部会でもあったと思うのですが、何を指標に挙げるべきかということを審議会の委員、あるいは専門部会等で提案するといいますか、要望するということに関してはいかがなのでしょうか。それも事務局にお任せするということになるのでしょうか。

事務局(斎藤):一応、中身的には各関係課の方と調整を図りながらやっていくことにな

りますので、なかなか難しい。

議長: いくつかは案の検討段階で挙げてありますよね。男性の育児休業取得の割合とか、 先程出ました女性管理職の割合とか。そういうものを、是非可能な限り活かしていただき たいと思いますし、もし今の段階で、これも数値目標を挙げて欲しいということで、取り 入れられるかどうかはわかりませんが、委員の方からありましたら挙げておいていただけ ればと思います。筒井委員から何かありますか。

筒井委員:国のレベルでは 30%とか、女性の割合を掲げていますよね。県としてはどういうふうに考えられているのかというところも、ひとつ知っておきたいかなと。

議長:では、国に合わせて30%というのはどうかという。

筒井委員:全国レベルでは、青森県は登用率が一番少ないのですね。その辺もちょっと考えてみてどうなのかなと。やはり数値目標がないとなかなか進まないのかなというところもあります。いかがなものでしょうか。

議長:では、そのことも含めまして、今御意見があればここで出していただいてもいいと思いますが、先程具体的施策、主要事業等についての御意見を伺うということにしておりましたので。それに加えて、今数値目標を掲げた方がいいと、掲げて欲しいというものがありましたら、意見として添えて事務局の方に御提案いただければと思います。それが、必ずしも取り入れられるかどうかということは、ちょっとこの段階では明言はできませんけれども、挙げていただければと思います。それでよろしいでしょうか。他に御意見ございませんでしょうか。

成田委員:資料から目標を大体この辺にという読みができないですから、一般的にお話してというか、答申の席上で、口頭で「是非、是非」と申し上げておくと。そして具体的には、これから色々な庁内のそういう調整も含めながら、ということで、付け加えてお話しくだされば、ここの空気が伝わるのではないでしょうか。

議長:では、そのように伝えるように努力したいと思います。今、成田委員から御意見がありましたけれど、この答申案につきまして、他に御意見等ございませんでしょうか。

私も勿論前回のプラン作りから、今回の改正にも関わらせていただきまして、改めて感じましたのは、プランというのはやっぱり、あくまでも計画といいますか、大きな枠のようなものだと思うのです。ですから、どの程度のものを作るかというのは大変難しい問題で、あまり広すぎても中身が漠然としてしまうというのもありますし、狭すぎるとその範囲だけのものになってしまうというところもありまして、その辺りが一番難しいなと思いました。

今回につきましては、専門部会の委員の皆様も、初めて加わってくださった委員の方々

も多かったせいもありますが、改めて男女共同参画というのが非常に広範なもので、しかも社会の意識から仕組みから全てを変えるという、そういう壮大なものだということを御理解いただけたと思います。

ですから、そのことを考えますと、一つひとつ整合がとれない。こう挙げてもなかなか 実際の行政の段階では無理じゃないかということもやっぱり多々あると思うのですね。で も、だからといって、どうせ無理だから掲げないということではなくて、今私共が考えつ く限り、青森県を男女共同参画社会にしていくために必要な事柄は盛り込んだつもりでお ります。この実現は、あくまでも行政の方々の真摯な御努力にかかっておりますので、そ のことを最後に申し上げたいと思います。

それともう1つ関係するのですが、先程部会長からもお話がありましたけれども、新しいプランの眼目として、一番最後の34ページに盛り込みました、盛り込ませていただいたのですが、「青森県男女共同参画審議会の機能の充実」という項目です。これを最後に確認して終了させていただきたいと思います。

読ませていただきますが、「計画の推進に当たっては、青森県男女共同参画審議会において、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査・審議に関して必要な専門部会等を設置するなどその機能を最大限に発揮するよう努めます。その際、県民の幅広い意見が審議会に反映されるよう努めます。」次からの文言なんですが、「また、審議会において、毎年度の事業計画・進行管理の内容について、関係部署とともに検討・協議を行います。」という、ここのところを盛り込みました。

実質的に、今まで審議会、あるいはその前の協議会が果たして来ましたのは、実際にこういうプランに基づいてこういうことをしましたという事後報告とその了承、あるいはそれに基づいての若干の要望だったと思います。

これからは、一気にというのは難しいかもしれないですが、審議会は単なるそのような役目ではなくて、実際にプランに基づいて、そのことが実際に実行されるように、その計画及び進行管理に直接関わって、その意見を反映させていくと、そのような役割も果たしたいと思っております。それが今回この第一歩になったのかなと思います。

内容についてまだまだ不十分なところがあるかもしれませんけれども、自信を持って手作りのプランだということができますし、その手作りで作ったプランをぜひ実効性のあるものにするように、審議会の委員の皆様の御協力を得て努めて参りたいと思います。どうもありがとうございました。

それで、改めまして、名前を申し上げられませんでしたけれども、今回専門部会の委員として、この新プラン作りに関わってくださいました委員の方々を御紹介して謝意を表したいと思います。

内海先生、もう退出されていますけれども、内海部会長。それから成田委員。どうもありがとうございました。それから今日御欠席でいらっしゃいますが佐々木委員にも御尽力いただきました。それからエビナ委員が2人いらっしゃいますけれども、海老名徳雪委員にもお忙しい中御参加いただきましてありがとうございました。それから蛯名桂子委員です。私も参加させていただきました。本当に委員の皆様にはありがとうございました。

それから審議会の委員の皆様にも何回にも渡る審議に御参加くださいまして、本当に心

より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでこの後、まだ終了しておりませんが、この審議会終了しました後、本当は内海委員にも御参加いただきたかったのですが、御事情により参加できませんので、私と、それから専門部会の委員の皆様にと思ったのですが、既に所用がおありになる方が多いので、蛯名桂子委員と私の2人で県庁に参りまして、長谷川出納長にこの答申をお渡ししたいと思っております。そのようなことで御了承いただきたいと思います。

では、新プランの答申についての協議は以上にさせていただきたいと思います。

続きまして、平成 18 年度の青森県の男女共同参画の現状と施策について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(2) 平成 18 年度版青森県の男女共同参画の現状と施策について

事務局(齋藤): それでは、資料 2 と資料 3 と資料 4 について、簡単に説明させていただきます。最初は、43 ページを御覧いただきたいと思います。先程もお話しましたけれども、平成 15 年 10 月に推進本部を立ち上げたときに、21 の指標があったのですけど、現在廃止された事業等を含めて 14 の指標になっております。その中から何点かかいつまんでお話したいと思います。

一番最初、1ページ目ですけども、県審議会等の女性委員の比率。これについては、一時期全国一になったこともあるんですけども、今年の4月1日現在 32.6%ということで、去年が全国4位、今年も少し下がっていますので、ひょっとすれば順位がちょっと下がる可能性があります。

実は、4月に知事に報告したとき、「職務指定」要するに「充て職」ですね。充て職の部分がかなりあるんじゃないかと言われて、その部分について調べてみろということで調べた結果、9割以上が職務指定されているものを除いた場合、7月1日現在だったんですけれども、40.6%ということで、ある意味では、職務指定の部分を除けば、結構な数字はいっているということが分かりました。

ただ、国の方でも、この職務指定については見直しをするようにということで、内閣府の方から各省庁の方に、その部分については検討するようにということで通知が出されております。それについては、青森県の方にも来て、庁内各課、それから市町村方にも職務指定について検討してくださいという文書を流しております。

その次が市町村の基本計画ということで、3ページです。これについては、4月1日現在40市町村あるんですけれども、7ヶ所、八戸、黒石、十和田、三沢、むつ、平内、野辺地と7ヶ所しかないということで、今年、次長と私で各市町村を回りました。その時は小泊の町長さんのところにもお邪魔しまして、計画の策定について依頼して来ました。依頼した結果、いくらか温度差というのも感じましたけれども、積極的に策定すると答えてくれた町村長の方もありましたので、ありがたいと思っておりました。

その次が、あおもり女性大学修了者数ということで、これは4ページ目ですけども。今回、実は昨日、8期目の基礎講座の修了式を行いました。ちょっと人数は少なかったんですけども、あおもり女性大学の修了者は少しずつですけれども伸びているということです。

あと、一番最後の44ページなんですけども。ここの部分について、乳児死亡率というの

が出ていますけれども、平成 16 年は 2.3% ですけども、実は昨日健康福祉部の方からもらった 2.8 ということで、ちょっと上がったようです。悪くなったということです。資料 2 については、説明を終わります。

それから資料3についてですけれども、これは「生活創造白書」の抜粋ですけれども、ここに先程からお話した指標があるんですけれども、「5つの社会像を実現するための仕組みづくり」、16ページに4つ指標があるんですけれども、18ページを見ていただければ、一番最後のほうに4つあるうちの、66番と67番が、私共の方の指標です。いずれも「D」ということで、ちょっと基準値を下回っているということで残念だなと思っています。

その次が資料 4 ですね。配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画ということで、去年色々皆さんのお世話になって D V の基本計画を作ったんですけれど、それに伴う関連事業実施事業等を皆さんに配付させていただきました。この本の最後の方に綴ってあるのを抜き出したものでございます。その中の事業を何点か、私共の方でやった事業を説明させていただきます。

1ページ目「いのちを大切にする心を育む県民運動」ということで、先程お話した、昨日緊急アピールしたということで、チラシが配られています。その他、作文募集とか、声がけ運動等を実施しております。

それから3ページ目ですけれども、第2節、県民への正しい理解の普及ということで、DV防止広報事業ということで、JRの時刻表と、皆様の方にお配りしておりますけれども、直接的にDVというと刺激があるんじゃないかということで、男女共同参画センターということで、JRの方にお願いして作ってもらいました。

最後になるんですけど「思いやりを考えるハイスクールセミナー」というのをやりました。デートDVということなんですけども、去年は5校、7回。今年は、お陰様で、予定していた6校を終了しました。

統計的に、去年アンケートを取ったんですが、その中で「よく理解できた」「まあまあ理解できた」というのが全体で 94.8% だったんですけど、今年は 97.2% ということで、少しずつ理解してきているのかなと感じていました。

それから一番最後になります。私共の方で、県政モニターを行いまして、実は今集計中ですけども、DVに関する知識についての県民意識調査ということで、10月に実施して、今政策調整課の方で印刷をかけております。これについては、恐らく今月の末頃公表できるものと思っております。以上です。

議長:以上、駆け足で説明いただきましたが、御説明の中で御意見、御質問等ございませんでしょうか。

蛯名委員: D V の啓発セミナーですけども、高校生向けにはしているということは知っていましたが、中学校3年生ぐらいというのは、やはりだめでしょうか。申し込んだら受けてはくれないものですか。

事務局(齋藤):実はこの事業を組むときに、ウィメンズネットあおもりの協力を得てや

っているんですけれども、中学生向けにはそっちの方でやっていたので、私共の方は、そうすれば高校生に対してやりましょうということで実は始めた事業なんです。そういう意味で今年の分は終わってしまいました。ウィメンズネットさんで独自にやってもらえるんであればやれると思います。

議長:他にはよろしいでしょうか、御質問。私からちょっと1つよろしいでしょうか。他の委員からあればそちらを優先にしますが、よろしいでしょうか。

御報告いただきました現状と施策の中の 10 ページぐらいに当たると思うのですが、教育・学習の場面での結果を載せていただいていますが、ちょっと確認をしていないのですが、この中に青森県での小学校、中学校だったと思いますが、小学校、中学校の混合名簿の実施率については、このところ掲載されていないと思うんですね。私は平成 13 年度までは数字を把握しているのですが、このところちょっと見当たらないなと。そして今回もないなと思っているのですが。これについては、なぜ掲載されていないのか。もう掲載を打ち切ったのか。打ち切ったとすれば、その理由についてお知らせいただければと思います。これまでは、ちゃんと青森県教育庁の資料として出ていたと思うんですが。

事務局(福井): 混合名簿のことについてなんですが、その比率につきまして、混合名簿を導入する、しないというのは学校長の裁量に任されているということでございます。現実といたしまして、生徒さんたちを名簿順にわける時、名簿に登載する時に、例えば健康診断、そういった時にはやはり性差医療ではございませんが、男女別のほうが適切な健康診断を受けられるということもありまして、混合名簿を導入した時に、学校側でいくつもの名簿を用意して混乱が生じる場合もあるというようなことで、内部で混合名簿を男女共同参画を目指すうえでの指標にするのはいかがなものか、というような議論がされております。

そういったことで、学校長の裁量ということは、これはもう全国的なことのようですけれど、そういったことで、違う指標をやはり検討すべきではないかということがございまして、推進本部の方でその辺が検討されているという状況でございます。

議長:分かりました。では、他に皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。現状と施策の 43 ページで、先程ちょっと御紹介いただきましたけれども、当初 21 あった指標が 14 ということで掲載されております。これも参考にしていただいて、先程申しました皆様の御意見としてお寄せいただければありがたいと思います。

では、特に御意見、御質問等ないようであれば、一応以上で終了したいと思いますが。 「その他」ということで、事務局から何か連絡などございますでしょうか。次回の審議会 の日程等いいですか。

(3)その他

事務局(齋藤): 特にありませんが、次回の審議会については、先程お話したとおり、 8 月頃を予定しております。冒頭お話したとおり、色んな事業等を検討して 6 月頃までに私 の方で整理して 8 月頃に審議会を開いて、各課の予算要求に間に合うものは間に合うよう にしたいと考えております。以上です。

議長:以上お話がありましたように、次回の審議会の予定は8月頃となっております。今 12月ですので、8月にお目にかかるときには、暑い時になっていると思いますが。皆様本 当にお忙しく、社会全体が本当に忙しい状態で、自分の健康を保つのもかなり大変だと思 いますが、良いお年をお過ごしくださいまして、また元気でお目にかかりたいと思います。

今日は本当に長時間に渡る協議に熱心に御参加くださいましてありがとうございました。 心よりお礼申し上げます。では、これで終了させていただきます。

事務局(二瓶課長): 最後にお礼を申し上げたいと思います。皆様には、今日答申をまとめていただきましてありがとうございました。大変お手数をおかけしました。

県では、この後、佐藤会長さんと蛯名桂子委員に県庁においでいただいて、その場で初めて正式に答申をいただくわけですが。その後、県では答申を尊重いたしまして、改定作業に入ります。そして、男女共同参画推進本部の決定をもって改定となります。19年度からの計画でございますので、県の方では新たなプランに沿って19年度以降の男女共同参画行政を進めて参りたいと考えてございます。

本当に委員の皆様には、長い期間、長時間、また色んなお話、特に部会の委員の方々に 大変お手数をかけたと思いますが、お陰様でございました。大変ありがとうございました。

4. 閉会

司会:以上をもちまして、青森県男女共同参画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上